

## 玉村町北部公園に係る指定管理者の指定について

次の者を指定管理者とする議案を令和7年12月議会定例会に上程し、可決されたため、玉村町北部公園の指定管理者として指定しました。

### ■ 指定管理者の指定

- ・ 指定管理者となる団体の名称  
高崎市下里見町989番地2  
株式会社 スポーツプロテクト
- ・ 指定年月日  
令和7年12月1日
- ・ 指定の期間  
令和8年4月1日～令和13年3月31日
- ・ 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称 玉村町北部公園
  - (2) 所在地 玉村町大字上福島311番地1 (代表地番)
  - (3) 敷地面積 47,362㎡

### ■ 指定管理候補者の選定審査手順（議会上程前の審査）

#### 1 募集概要

##### (1) 募集期間等

- ・ 募集要項の配付 令和7年 7月14日～ 8月 1日
- ・ 説明会の開催 8月 6日
- ・ 応募書類の受付 9月 4日～ 9月11日

##### (2) 応募団体数

- ・ 2団体

#### 2 提案事項等の審査

##### (1) 審査日程

- ・ 第1回指定管理候補者選定委員会 令和7年 9月25日
- ・ 第3回指定管理候補者選定委員会 10月16日

##### (2) 審査の観点及び基準

応募者から提出された書類やプレゼンテーションをもとに、外部有識者を含む玉村町指定管理候補者選定委員会（委員7人）において審査を行い、指定管理候補者の選定を行いました。

審査は、次の選定基準ごとの審査結果に基づき提案内容を点数化し、その合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定しました。

#### 【選定基準】

	選定基準	審査項目	配点
I	事業計画の内容が、町民の平等な使用を確保できるか。（指定手続条例第5条第1号）	・ 施設の設定目的 ・ 平等な利用を図るための具体的手法	10
II	事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。（指定手続条例第5条第2号）	・ 施設の管理運営の内容 ・ サービスの向上を図るための具体的手法 ・ 町等の主催行事との連携	30
III	事業計画の内容が、管理に係る経費の節減が図られるものであるか。（指定手続条例第5条第2号）	・ 施設の管理運営に係る経費の内容	30
IV	事業計画に沿った管理運営を安定して行うために必要な人員及び財政的能力を有しているか。（指定手続条例第5条第3号）	・ 安定的な管理運営が可能となる人的能力 ・ 安定的な管理運営が可能となる経理的基盤 ・ 類似施設の管理運営実績	20
V	その他、当該公の施設の設定目的を達成するために必要と認める事項（指定手続条例第5条第4号）	・ 危機管理対策 ・ 情報管理	10
	合 計 点 数		100

#### 3 審査結果および選定理由

株式会社スポーツプロテクトは、現指定管理者としての管理実績も良好であり、また、新たな自主事業の提案もあったことなどから、指定管理候補者として適当であると認められた。審査における合計得点が最も高かったことから、優先交渉権者として選定された。